

楽農生活のすすめ

あなたもできる！

市民農園開設の手引き

令和3年10月

～市町・JAだけでなく、農業者やNPO法人、民間企業、任意団体など
誰でも市民農園が開設できます！～

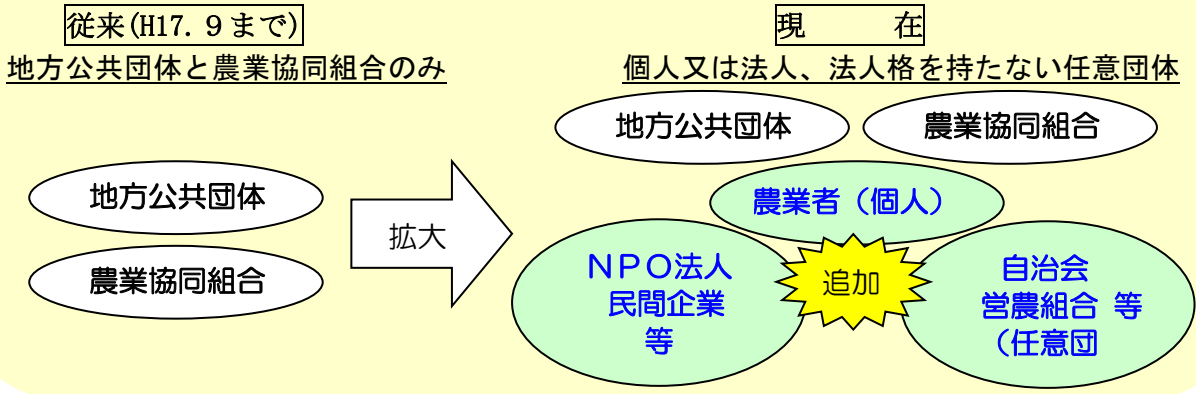


兵 庫 県

あなたも市民農園をつくりませんか！

特定農地貸付法の改正（平成 17 年 9 月）により、農業者やNPO法人、民間企業など誰でも貸し農園を開設できるようになりました。農地の有効活用や消費者（都市住民）との交流、農業や環境を体験するフィールドとして、あなたも市民農園をつくりませんか！

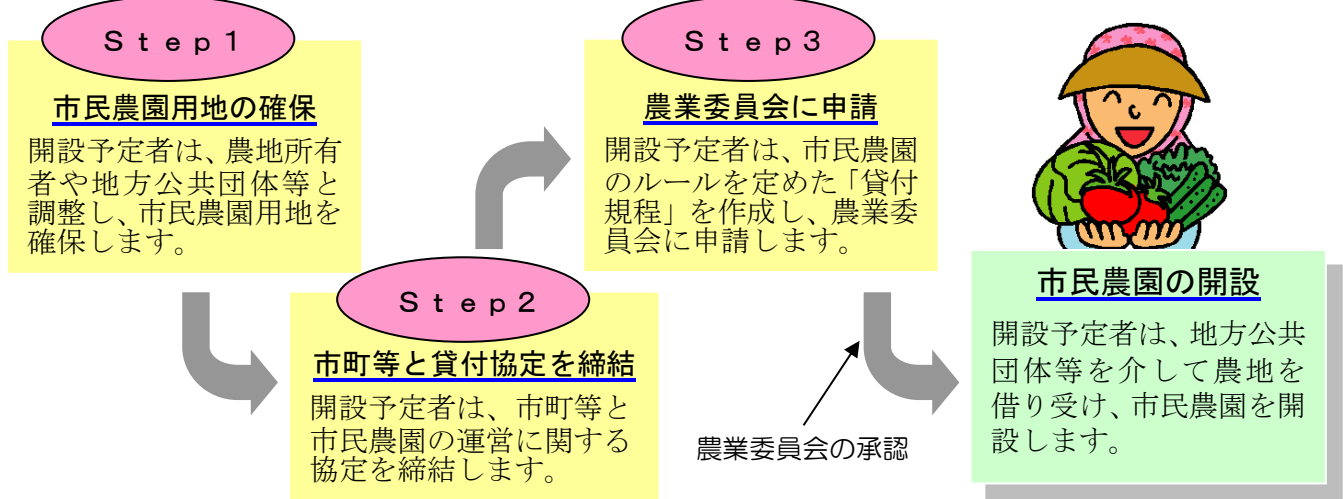
〈特定農地貸付法で市民農園を開設できる者〉



民間企業やNPO法人、自治会、営農組合 等のみなさんへ

農地を所有していなくても市民農園を開設することができます！

市町等と市民農園の運営に関する協定を締結し、農地所有者から地方公共団体等を介して農地を借り受け、農業委員会の承認を得て市民農園を開設します。

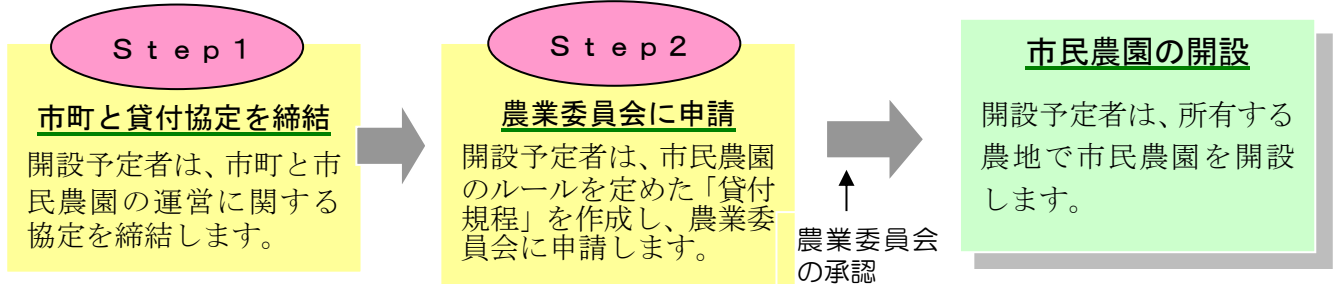


農業者のみなさんへ

農地を区画貸しする市民農園の開設が可能となりました！

（これまでは、農地の貸し借りを伴わない農園利用タイプの市民農園しか開設できませんでした。）

市町と市民農園の運営に関する協定を締結し、農業委員会の承認を得て市民農園を開設します。



県内に広がる市民農園！



市街化地域の市民農園

神戸や阪神などの市街化が進んだ地域では、住宅地の間に残された農地を活用して、市民農園が開設されています。

緑の少ない都市部で、身近に自然と触れあい、農作業が体験できる市民農園は、大変人気があります。

<写真：中筋第1農園（宝塚市）>

郊外の市民農園

住宅地から少し離れた農村地域では、交流広場や休憩施設、駐車場の整った農園など、さまざまな市民農園が開設されています。

利用者は、野菜づくりなどの農作業体験だけでなく、農村地域に広がる自然を満喫することができます。

<写真：南恒屋ふれあい農園（姫路市）>



中山間農村部の滞在型市民農園

都市部から離れた中山間農村部では、週末にゆっくりと農作業を楽しみ、田舎暮らしを満喫する宿泊施設を備えた滞在型市民農園が人気です。

こうした市民農園では、収穫祭や地元行事への参加など、地域住民との活発な交流活動が行われています。

<写真：フロイデン八千代（多可町）>



市民農園を舞台とした様々な取り組み！

親子での農作業体験

土に触れる機会の少ない都会の子どもたちにとって、家族で行う農作業は、食の大切さ、農の大切さ、いのちの大切さを学ぶ貴重な体験になります。

自分で育てた野菜の味は、格別です。

<写真：鳥居やすらぎ農園（豊岡市）>



学びの場

子どもの学びの場として、ほ場で見つけた動植物を顕微鏡や図鑑で調べることができる施設を備えたところもあります。

教科書では伝わらない本物の自然を、見て・触って学ぶことができます。

<写真：サイエンスファーム（加古川市）>

第二の人生としての生きがい農業

定年退職後の第二の人生を豊かに過ごすために、市民農園を利用する人が増えています。

農作業を通じた生きがいづくりや健康づくりが行われ、共通の趣味を持った仲間とのコミュニケーションの輪が広がっています。

<写真：おおぞうコミュニティファーム^{かんづけ}神付ふるさと村（神戸市北区）>



栽培講習会の開催

市民農園では、栽培講習会の開催や農園での栽培指導などを行っているところもあります。

初めて野菜づくりに挑戦する利用者にとって、プロ（農業者等）のアドバイスは心強いものです。

<写真：風キャビン農園（神戸市北区）>



市民農園をサポートする兵庫楽農生活センター！

市民農園利用のための講座を開講

兵庫楽農生活センターでは、市民農園の利用希望者等を対象に、農作業を行うための基礎的な知識や技術を学ぶ講座（生きがい農業コース）を開講しています。

（兵庫楽農生活センターの概要は83ページ参照）



市民農園をサポートするホームページを開設

兵庫楽農生活センターでは、県内の市民農園の紹介や開設者の声など市民農園に関する様々な情報発信を行っています。

（ホームページの詳細は58～60ページ参照）

はじめに

兵庫県では、収穫の喜びや自然とのふれあいを通して、ゆとりと安らぎが実感できるライフスタイルとして「楽農生活」を提唱しています。

「楽農生活」は、身近でとれた農林水産物を食べることや、美しい景観の広がる農山漁村に出かけて人々との交流や農林漁業を体験すること、自ら野菜づくりに挑戦したり、都会を離れて田舎暮らしを行うことなど、くらしの中で様々な形の「農」に親しむ生活のことです。

多くの人々が身近な「農」に関わりを持ち、自分で安全安心な食を確保することは、将来懸念される食料危機への備えにもつながる取組でもあります。

こうした「楽農生活」の身近な実践の場として市民農園があります。

市民農園は、農家などの農地所有者が、農地の貸し借りを伴わず、利用者に農作業の一部を体験させる農園利用方式による市民農園を開設する他は、従来、地方公共団体か農業協同組合しか開設することができませんでしたが、平成17年に制度改正され、誰でも市民農園が開設できるようになりました。

都市と農村の交流に取り組むNPO法人や企業のCSR活動の一環として、市民農園を活用した取組もみられ、こうした多様な主体による新たな市民農園の開設が期待されるどころです。

また、農業への関心が高まる中で、農園を利用したいという人たちが組織をつくり、農園利用希望者と農地所有者が一緒に取り組むオーダーメイドによる市民農園づくりも、市民農園の取組を進める新たな手法として期待されます。

「あなたもできる！ 市民農園開設の手引き」は、これから市民農園を開設しようとする皆さんに市民農園に関する諸制度や運営方法などを紹介し、利用者のニーズに応じた市民農園の開設や運営に役立てていただくことをねらいとして策定しました。

この手引きをご活用いただき、「楽農生活」の実践の場となる市民農園が広く普及していくことを願っています。

目 次

はじめに

I	市民農園とは	p 1
II	市民農園制度の概要	
1	市民農園の2つのタイプ	p 3
2	適用法令等による分類	p 4
3	開設者別の市民農園タイプと適用法令等	p 4
4	市民農園の利用形態による分類	p 5
5	市民農園の開設方法	p 6
(1)	特定農地貸付法に基づく開設	p 7
(2)	市民農園整備促進法を活用した開設	p 10
(3)	農園利用契約による開設	p 11
6	市民農園と相続税等の納税猶予制度	p 13
(1)	相続税の納税猶予とは	p 13
(2)	市民農園と相続税（又は贈与税）の納税猶予制度	p 14
(3)	相続税等の納税猶予制度が適用される可能性のある市民農園とは	p 14
(4)	相続税等の納税猶予制度における農園利用タイプの市民農園開設の留意点	p 14
(5)	生産緑地での貸し農園タイプの市民農園開設について	p 15
(6)	相続税等の納税猶予制度における生産緑地の貸し農園タイプの市民農園開設の留意点	p 15
III	市民農園をはじめよう	
1	市民農園の開設手順	p 16
2	市民農園の構想策定	p 17
(1)	市民農園の相談	p 17
(2)	ニーズの把握と開設目的の明確化	p 17
(3)	開設場所の選定と開設方法の決定	p 17
3	市民農園の設計	p 20
(1)	区画面積の設定	p 21
(2)	市民農園施設の整備	p 22
(3)	市民農園の整備事例	p 26
(4)	利用内容の検討	p 33
(5)	運営体制の検討	p 34
4	市民農園の開設手続き	p 35
(1)	関係法令の確認	p 35
(2)	特定農地貸付法（都市農地貸借法）に基づく開設手続き	p 37
(3)	市民農園整備促進法を活用した開設手続き	p 54

5	市民農園の開設準備	p 58
(1)	農園の整備	p 58
(2)	利用者の募集	p 58
6	利用開始・管理運営	p 61
(1)	年間の運営スケジュール (例)	p 61
(2)	農園利用者への指導	p 62

IV 市民農園Q & A

1 市民農園の概要について

Q 1	市民農園とはどのようなものをいいますか?	p 63
Q 2	市民農園の利用は営利以外の目的で行われますが、具体的にどのようなこと ですか?	p 63
Q 3	市民農園の分類には、どのようなものがありますか?	p 64
Q 4	市民農園は誰でも開設できますか?	p 65
Q 5	市民農園はどこでも開設できますか?	p 65

2 特定農地貸付法(都市農地貸借法)について

Q 6	「特定農地(都市)貸付け」とはどのようなものですか?	p 66
Q 7	特定(都市)農地貸付けはどのような場合に承認されるのですか?	p 66
Q 8	農地中間管理機構とはどのようなものですか?	p 66
Q 9	農業協同組合が開設主体の場合、従前から農協が所有している農地は特定 農地貸付けの対象にできますか?	p 67
Q 10	農地所有者から農地を借りた場合、農地所有者に支払う地代の設定につい ては制限がありますか?	p 67
Q 11	市民農園開設者に農地を貸付けする場合の貸付期間については制限があり ますか?	p 67
Q 12	特定の団体(例えば会社等)の構成員のみを対象にして利用者を募集 できますか?	p 67
Q 13	企業の福利厚生組合、学校のPTA、同好会等個人以外の者も利用できますか?	p 67
Q 14	特定都市農地貸付とはどのようなものですか?	p 68
Q 15	特定都市農地貸付方式は特定農地貸付方式と何が違うのですか?	p 68
Q 16	生産緑地で貸し農園タイプ(方式)の市民農園を開設する上で注意すべき ことはありますか?	p 68

3 市民農園整備促進法について

Q 17	市民農園整備促進法の仕組みは、どうなっていますか?	p 69
Q 18	市民農園区域とは、どのようなものですか?	p 70
Q 19	市民農園区域として指定できない区域はありますか?	p 70
Q 20	市民農園施設とはどのような施設を指すのですか?	p 70
Q 21	農振法の農用地区域内にも市民農園区域の指定が可能ですか?	p 71
Q 22	市民農園区域の大きさには基準がありますか?	p 71
Q 23	市民農園区域の指定手続きはどうすればよいのですか?	p 71

Q24	市民農園区域に指定された土地は、市民農園以外の目的に利用してはいけないのですか？	p 72
Q25	市民農園の開設認定を行う趣旨はどのようなものですか？	p 72
Q26	市民農園の開設認定手続きはどうすればよいのですか？	p 72
Q27	開設認定の基準はどのようなものですか？	p 72
Q28	市街化調整区域内で市民農園施設を整備する場合の都市計画法の開発許可の取扱いを教えてください。	p 73
Q29	認定された市民農園が遊休化等により良好な運営が行われなくなった場合、どうすればよいですか？	p 73
Q30	認定された市民農園を閉園するにはどうすればよいですか？	p 73
4	農園利用タイプ（農園利用方式）による市民農園の開設について	
Q31	いわゆる農園利用方式とはどのようなものですか？	p 74
Q32	農園利用方式の場合にはどのような要件を満たす必要がありますか？	p 74
Q33	農園利用方式の場合にはどのような契約内容になりますか？	p 74
Q34	農業体験農園と農園利用タイプ（農園利用方式）の違いは何ですか？	p 76
5	税制について	
Q35	市民農園に伴う税の取扱いはどうなりますか。	p 77
Q36	税制上の特例がある特定市民農園とは、どのようなものですか？	p 77
6	市民農園の開設・運営に関するアドバイス	
Q37	市民農園の開設について誰に相談したら良いのですか？	p 78
Q38	市民農園にはどのような場所を選定するのがよいのですか？	p 78
Q39	市民農園の開設にあたって、整備費の補助など公的な支援はありますか？	p 78
Q40	運営経費にはどのようなものがありますか？	p 78
Q41	農園を維持していくポイントはありますか？	p 79
	－参考資料－	
1	市民農園の整備に関する基本方針	p 80
2	兵庫楽農生活センターの概要	p 83
3	参考図書等	p 84
	コラム	
○	誰でもできる市民農園の開設	p 2
○	農業体験農園について	p 12
○	市民農園への通園時間と交通手段	p 18
○	ユニバーサル社会に対応した市民農園の整備	p 25
○	オーダーメイドの市民農園づくり	p 32
○	兵庫楽農生活センターにおける市民農園情報の発信	p 58

＜使用した法令名等の略称＞

○	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律	特定農地貸付法
○	市民農園の整備に関する基本方針（兵庫県）	県基本方針
○	農業振興地域の整備に関する法律	農振法
○	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	都市農地貸借法